

平成廿四年四月廿一日

研究資料

第六号

Version 0.5

須佐御土史研究会

東京部会

序文

中山さんからご実家の飯田家に伝わる「維新史料 第二」と題する文書のご提供を受けましたので読んでみましょう。

「嘉永六年¹⁸⁵³ 長州藩から幕府への答申案」

嘉永六年六月三日、アメリカのペリー艦隊四隻が前年の予告通り浦賀に現れ、国書を奉呈して幕府に開国を迫りました。夫れまで二五〇年の間、幕府は鎖国政策によって幕藩体制を維持し、全国統治体制を確立して来ました。しかし、黒船来航によって日本は欧米諸国との産業・技術力の差を見せつけられ、列強の植民地になるのを避けて、主権国家として生きて行くためには、日本を開国して国際社会に参加せざるを得なくなりました。自ら開国を決定できなかつた幕府は、朝廷に奏聞し、六月廿六日、国書の訳文を大小諸侯に示して八月を期限に意見を諮詢しました。幕府が政事について諸侯の意見を聞く事は夫れまで嘗て無かつた事であり、事態が尋常でなかつた事を示しています。

長州藩の答申案は強硬な攘夷論です。同じ主張は尾張藩徳川慶勝、

水戸藩徳川慶篤ら十三人。回答を延期して軍備が整つのを待つて拒絶せよと言う引延し策が薩摩藩島津斉彬等八人。条件付も含めて、開国要求を容れよという意見は津山藩松平済民ら九人。いずれとも云わないのが広島藩浅野斉肃ら三人。意見が分かれて幕府は収拾が付かなくなりました。これを契機として鎖国が開国か、尊皇か佐幕かで国論が対立し始め、幕府の統制力は急速に衰える事になりました。

長州藩では幕府の諮問を受けて、諸支藩と協議し統一答申案を作成する事になり、目付役坂九郎右衛門を藩地に遣わし、案をもたらし、本藩在国の老臣、長府、岩国の二家に意見を聞かせました。徳山清末の二藩主は折から在府中でしたので、毛利慶親公と親しく協議の結果、皆異義なく答申案が決まりました。そこで八月廿三日をもって若年寄井原豊前をして閤老阿部正弘に答申しました。

この答申案は「下書」となっています。「防長回天史」第二編第二章「嘉永六年の毛利氏」(第二卷27頁)の記録によれば、八月廿二日、幕府の奥右筆黒沢正助へ出来上がった文案を内見せしめ、その意見を容れて修正したと記録されています。本研究資料8頁以下の文章が阿部正弘に提出した最終答申書で、傍線部分がその修正箇所です。

「御国威不損様の良策」は単に「御無事の御良策」であつたのを改めた。

「格別知勇の良策」は「格別無事の良策」を改めたもの

「異賊共の心胆を打挫き(飯田家文書では「抽キ」)候程にも」は全て補筆挿入したもの

なお「防長回天史」第二編第二章「嘉永六年の毛利氏」(第二巻27頁)に収められている最終答申と比較して、若干の字句の違いが有りますが、殆ど同文です。食い違いヶ所を()内に入れてルビで示しました。

結果的に、幕府はこの時は下田、函館、長崎を開いて薪、水、食料、石炭などの欠乏品の供給を約しました(下田条約と言う)。

「安政四年¹⁸⁵⁷ 長州藩から幕府への答申案」

安政四年¹⁸⁵⁷、米総領事タウンゼント・ハリスが將軍に謁見し(9/21)、国書を奉呈して通商条約の締結を迫りました。国内では尊皇攘夷論が盛んになり始めたので、阿部伊勢守(老中)は外交を堀田備中守に任せました。堀田はハリスと談判して通商条約を起草しましたが、調印には勅許が必要でした。しかし、朝廷は下田条約以外は好まず、容易に勅許は下りません。そこで堀田閣老から諸侯に再び意見を諮詢したのです(11/1)。12〜16頁の文章が安政四巳11月28日、堀田備中守へ差出された長州藩の意見書です。

「防長回天史」第二編第十四章「安政四年¹⁸⁵⁷の毛利氏」(第2巻194頁)によると「五日(九月)公東勤の途に上り十月五日江戸に達し麻布邸に入る。二十一日米使ハリス將軍に謁して国書を奉呈し、其二十六日に至り、堀田閣老等米使と会見す。十一月朔

日、幕府米使齎らす所の国書を諸侯に示し、十一日更に会見始末書を示して列藩の意見を求む。二十八日公答案を具して閣老に呈す。その文に曰く」とあって、本資料の12〜16頁の答申案が掲載されています。

長州藩では江戸方行相府のみならず、地方政府即ち国相府からも建白し、藩一体で対外政策を意見具申しましたが、この段階では鎖国とも攘夷ともハッキリ言っていません。しかし、藩内では次第に尊攘論が高まって来ました。

「安政五年¹⁸⁵⁸ 長州藩から幕府への答申案」

安政五年¹⁸⁵⁸、堀田備中守は自ら上京して条約勅許を奏請する事になりました。前年の暮れから林大学・津田半三郎を京都に遣わして周旋に努めたが奏功しなかったからです。二月五日入洛、九日参内したが、朝廷では大論争の末、外交は幕府に一任せず。長崎、函館以外開港すべからず。下田は米使自ら不便と称している。此期に乗じて閉港すべし(条約拒否)。国家の大事、人心の服不服最も重大二付、三家以下、諸侯の赤心の在る所を聞き和戦の聖断を仰ごうという結論になりました。折から、神奈川に米艦が乗り込んで来たので、備中守は四月五日目的を果たさず帰府しました。

「防長回天史」第二編第十六章「安政五年¹⁸⁵⁸の毛利氏」(第2巻231頁)によると、「二十五日(三月)公列藩諸侯と共に幕命に依り

登城す。幕府閣老堀田備中守をして米国条約勅答の故を告げて諸侯の意見を徴す。此時幕命あり公をして帰国の期を五月まで延べしむ。公乃ち邸に帰り直ちに當役に以下諸臣を会して答案の事を議せしむ。二十九日案成る。(案は江戸在邸の諸臣に示したるも在国諸老臣に示すの暇なかりしと云ふ)五月三日之を幕府に奉ず。其文に曰く」として本資料のの16〜18頁の答申案が掲載されています。

「安政五年¹⁸⁵⁸ 幕府諮詢に対する 長州藩国相府の意見書」

安政五年五月一日、井伊直弼が大老に就任するや、当時の二大政治問題であつた將軍継嗣問題について紀伊侯(後の將軍家茂)を立てる一方、日米修好通商条約も幕府の専断により調印し(6/15)、宿次奉書を以て朝廷に奏問に及びました。この為違勅調印論が沸き起つたが、井伊掃部頭は頑として肯かず、却て強権を以て水戸・尾張・越前公に謹慎を申付け、一橋卿には登城差止、水戸中納言には差控えを命じました。幕閣では堀田備中守、川路左衛門尉、岩瀬修理らが辞職しました。「防長回天史」第二編第十六章「安政五年の毛利氏」(第2巻231頁)によると「十一日公^(五月)江戸を發し歸萩の途に就く。二十四日尾州清洲に着し正午尾越駅に憩う。会々周布政之助萩より到りて公に謁し幕府の諮詢に對する国相府の意見書を奉る。其文に曰く」として本資料18頁以下の文章が収められています。

なお、「防長回天史」第二編第五章「安政二年の大勢」(第2巻77頁)に堀田備中守正篤について次のような記述があります。
ご参考まで。

(安政二年十月)九日溜間詰堀田正篤備中守入て老中となる。班阿部正弘の上であり、堀田正篤は天保年中曾て老中たり。水野忠邦と合わずして職を辞し閑地に居ること十四年、此に至りて再び出ず。始めより蘭学を愛し、早く開国の説を唱ふ。当時列藩の医術兵制洋式に倣ふ者佐倉を以て嚆矢と為す故に、鎖国攘夷を主張する者之を譏りて蘭癖先生と謂ふに至る。正篤の入閣は正弘の推薦に出ず。而して正弘の俄に正篤を推薦せし事情未だ得として之れを詳かにせずと雖も、島津斉彬当時の事情を揣摩して謂えらく正弘が正篤を推薦し、己れの上に置きたるは其意溜間詰井伊氏等の非難を抑へんとし正篤を以て攻撃の衝に当らしめたるものにして政權は依然として正弘に在るべきなりと。此言蓋し事実に遠からざるの觀察なるべし。而して当時閣中には正篤出でたるが為に苦心を減じたりと説く者多かりしとの説ありしに因りて之を見るも、此推挙たるや蓋し正弘等が当時の時勢に処し、其声望の薄弱を感じたるに起れるならん歟。然れども幕府と水戸氏とは正睦登庸の時より稍々隔離の情を呈するに至れるものの如し」

以上

凡例

一、**原則** 全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を表記する。

原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り常用漢字を使用する。

異体字は常用漢字を用いる。 例 〃**才**(等)**支**(事)**迄**(迄)

変体仮名は原文通りとする。 例 〃者(は)、幾(き)、方(も)、与(と)、

尔(に)、江(え)、之(の)、而(て)、連(れ) など。

助詞も原文通り表記する

ヨリ、より、ニテ、二而(二て)、 二て、候得共(候え共)、 二付

活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。

例 〃より、トモ、トキ、として(々)、など。

但し、活字があるものは原文の通り。 例 廿、李、など

繰り返しの表記 漢字 〃々、仮名 ヽ、二字以上 〃〃

一、文字の大きさ

助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表記する。

返り点は使用しない。代わりに難読個所にはヨミのルビを打つ。

以上はHPにヨミ表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに生じる諸問題を回避する為である。

一、誤字、誤記、衍字、あて字など

右傍に正字をルビで示し xカ とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換える。

意味不明の場合は(ママ)を付す。

あて字には正字でルビを打つ。

重複(衍字)の場合は(衍カ)と注記する。

一、欠字、虫損、その他判読不能箇所

欠字は 〃で表す。字数が確認出来るときは 〃で文字数だけ 〃で埋める。字数が判らないときは 〃で示す。推読可能な欠字は 〃に推読文字のルビを打ち xカ と表記する。

判読不能箇所は 〃で示す。

虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。

推読箇所は同じく 〃で示し、右傍に(…カ)と注記する。

一、抹消部分

抹消部分は読解しない(含)、見せ消ちや抹消文字の横に〃を付けた場合など(

一、氏名・地名など固有名詞の連記には中黒)・(を付け区分する。

一、朱書、後筆、付箋など

該当部分を「で囲み、封紙ウワ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付箋、張紙、刎紙などと注記して表記する。

一、花押・印章など

花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは 印 で表す。

一、注釈

人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明には「注x」を付け頁毎に脚注を付ける。

長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

割り注は原文通りに表記する。

一、出典、参考文献

出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。HPはURLを表記する。

参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上

禁他見
維新史料 第二

禁他見

維新史料 第二

嘉永六年 長州藩から幕府への答申案

亞墨利加船より差出候書簡之趣二付 氣付筋^(節)申出候様

御達之旨承知仕 右書簡熟読仕候處 兼々願之品茂有之

候得共 縮^{つま}ル所八 日本江対し和親交易を求 自然^{注1}不相調

節八 軍艦を差向宿意を可達所存と相見 実二不容易

儀二付 何卒御国威を不損様之良策は有之間敷哉と

種々愚考仕見候得共 格別存付之品^(欠)茂無之一先願之通り通

商被差許候八、眼前事穩二相済可申候得共 併^(欠)此度亞墨利

加江通商被差免候八、其他之諸夷ヨリ茂同様相願 終二

日本之国力 通商之為二相衰候様成行可申哉 既二間近く

於清国茂通商より事起り 戦争二及び人民塗炭二苦

* 1 自然 〓 万が一。

候様相聞 猶宋明末年之先蹤^{注1}も有之事二候得八 此度

和親交易之儀八 乍恐御深慮被為在度 且於日本八

弘安度其外 ^(外欠) 夷江對シ武威を示し 国勢益熾昌^{注2}二

相成候儀も有之 旁願之通夷賊共之心膽を打抽^(挫)キ候^(程)処

二も堅く御断被仰聞 防禦之御手当^(二)當嚴重之被仰付 後

年外夷覬覦^{注3}相絶候様被仰付 ^(候) 方 却^{かえって}而萬全之御策共二八

有之間敷哉と奉存候 尤是等之儀八 疾^(欠)に御評決之旨も可

被為在 猶諸家氣付之内二八格別知勇之良策も可有

之私式愚案之所及二無御座候得共 被仰聞之旨難默止

奉存候 ^(二付欠) 不顧拙陋^{注4} 存付之大意申上候 以上

* 1 先蹤[〓] (せんしょう) 前の時代の事績。先人の事績。先例。前例。

* 2 熾昌[〓] (しじょう) 盛んなこと。

* 3 覬覦[〓] (きゆ) 分不相応なことにたいし窺い狙うこと。分不相応な希望を抱くこと。原文の「覬」の字は豈偏に愈。

* 4 拙陋[〓] (せつろう) つたなくいやしいこと。拙劣、固陋。

亜墨利加より差出候書簡江対し 御氣付書嘉永六丑八月
廿二日御老中阿部伊勢守様江被差出候下書

安政四年 長州藩から幕府への答申案

此度御達之旨委細承知仕候 於私格別存付候儀八無

御座候得共 亜墨利加(亜米利加)使節口上之通 来春英夷(英)致

渡来候得者 西洋之諸国(英)茂相続而致渡来候儀必然事二

御座候

皇国者四面海岸ニ相臨ニ 孰之地江可致渡来相成茂(致哉)

不相知 夷人之情態難計 御国辱ニ不至様御所置

肝要之儀奉存候 惣そつじ而太平之風習八自然手当向怠なげ転注1と相成

茂(候)の二付 何時兵端を開き候共

御武威相立候様 猶又御手当向急速嚴重二被仰付度

就而八 平常之入費可相成程八令省略之儀

精々厚く

御世話被成下度 此度兼而可申上相含居候處 幸此度

存意申上候様御達有之二付 乍恐不顧拙陋注2存付之大意

申上候 以上

十一月 御名

已十一月廿七日御直筆二而 上包美濃紙上江

御名計御調御印封御文箱入御印付 其上へ御差札封書を

是又御名計相調 納戸上の庄兵衛を以被成申付 於御用 公儀人へ

靱負殿注3被申渡相済申候

一 同廿八日堀田備中守様江三井善右衛門注4持参御用人大野舎人を以差留

* 1 怠転 退転。修行して得た境地を失って、低い境地に転落すること。

* 2 拙陋 (せつろう) つたなくていやしいこと。拙劣。

* 3 靱負 (ゆきえ) 浦靱負。萩藩當役。

* 4 三井善右衛門 江戸長州藩邸吏

一 年 初 日

...

...

...

...

...

候斗酒被成落手候事

- 一 午五月 御使を以御国江茂被仰越候
- 一 午五月 御備場二付御差越候

安政五年 長州藩から幕府への答申案

今般存意申立候様被仰出奉畏候^{かしこみ} 就而八昨年申上^{ついで}

候外 格別存付無之候得共

勅答之旨猶御取扱方之御達二付 再応考合仕候處

永世安全之

思召二付而者 人氣一和之外他事無之歟と存奉候外

国之和議相調候共 人氣之不和出来仕候而八不相済 御疎

無之儀二八御座候得共 乍此上

叡慮之旨

天朝正統御製... 臣等謹將... 奏為... 事

臣等謹將... 奏為... 事... 臣等謹將... 奏為... 事

臣等謹將... 奏為... 事

天朝正統御製... 臣等謹將... 奏為... 事

臣等謹將... 奏為... 事... 臣等謹將... 奏為... 事

御尊奉^(之欠) 御趣意を以偏^{ひとえ}二御一和二而 待夷之御良策二

為^{あらせられたく}在度奉存 無^{さなく}左候而八 自然内外之憂患差起り候様

立至^(候) 而八 何とも奉恐入候次第二付 此段厚御處置有之

度儀二奉存候 以上

午五月二日御直筆二而上包美濃紙上江御名計御国より印二付

御文箱其上江御差札奉書相包 亦御名計相調 差札八新

藏書調候

- 一 同三日堀田備中守様江小倉源右衛門持参公用人を以差出候処 被成落手候事

安政五年 幕府諮詢に対する長州藩国相府の意見書

此度墨夷一件 従幕府^{より}

天朝江御伺相成候處 下田条約之外一切

御許容不被遊候節者 自然異變も難計二付 防御等之

處置^(から) 被聞召度との

叡慮被仰出候 然處^{しかるところ} 幕府二而八 最前仮條約

之外御扱方無之

勅諭之通二而者國家之御為二不相成事之由二而 列侯御

氣付之筋被仰出候様御達有之 誠に

皇國^(之) 御^(一) 大事 不容易儀 就而者^{ついでには}於此御方も忠謹^{注1}之

御建白不被為^{おあひせられず}在候而者

天朝幕府八不能申

御祖宗^{注2}江被為對而も被相濟間^(敷) 儀と奉存候^{趣方} 依之

私共不顧愚昧集議之趣奉申上候 元來墨夷申立之

* 忠謹 〓 「防長回天史」では「謹」は言偏に党の旧漢字（ソフトの関係で活字が出ない）
* 祖宗 〓 （そそう） 君主の始祖と中興の祖。現代以前の代々の君主の総称。

類書に忠印は昔に於ては福に悦ばず
此の如くは福も亦福に悦ばず
福に悦ばずは一時の福に悦ばず
夫人報に於ては福に悦ばず
福に悦ばずは一時の福に悦ばず
福に悦ばずは一時の福に悦ばず
福に悦ばずは一時の福に悦ばず

高きといふは其の徳に悦ばず
其の徳に悦ばずは一時の福に悦ばず
其の徳に悦ばずは一時の福に悦ばず
其の徳に悦ばずは一時の福に悦ばず
其の徳に悦ばずは一時の福に悦ばず
其の徳に悦ばずは一時の福に悦ばず
其の徳に悦ばずは一時の福に悦ばず
其の徳に悦ばずは一時の福に悦ばず

趣 表八懇切忠告之様相見候得共 内実禍心を抱蔵仕候ハ

追々之応接ニ而も被相察之處 於幕府寛裕之御取

扱被為在者一時之御権宜注1ニも可有之候得共 数ヶ所開港

夷人雜居 邪教之 寺院建立等相成候而ハ 人心誑惑注2 遂ニ禍

乱を生シ候ハ必然之勢ニ而 御国躰茂不相立 後患難免

様相見候 此度

叡慮之通墨夷御拒絶相成候ハ、眼前異變者を生じ候

儀も可有之候へとも 御国体ニおゐて聊屈辱無之 海内之死力

を盡し遂防戦候様御英断相成候得者 人心忍一變し

太平之流弊相改り 兵馬調練炮艦之製造等者不日ニ

* 1 権宜二 (けんぎ) 時に応じて適當に処置をすること。間に合わせのはからい。
* 2 誑惑二 (きょうわく) 人をたぶらかし迷わす事。

取也

皇國の海峽を以て外に中興の

公人等

高心の中流に於て天下の大事を以て

申す事と為す事

邦夷の通商を以て事と為す事

天子の御意に依りて

義の道に依りて

道に依りて

徳に依りて

徳に依りて

徳に依りて

相整 皇國御興起之良策此外二八有御座間

敷乍恐 叡慮出于此二候二れにいで 衍字而八誠に天下之大幸も可奉

申儀二而(付)於幕府茂

勅意御遵奉被為在可然御事奉存候 此段御建白

被為在候八あはせられ、天朝江之御忠節 幕府江之御信

義 且八 洞春公注1以来(之) 御忠志を被為繼 御孝

道二も相脇可申儀と奉存候間 御熟慮之上 御建国儀

被為在度 伏而懇願仕候 右之通程善被仰上度(宛)頼存候

筑前注2

公儀より御達書之写

* 洞春公|| 毛利元就。

* 筑前|| 毛利筑前元統。 萩藩当職。